180 日を超える入院に係る選定療養費について

同じ症状による通算のご入院が 180 日を越えますと、入院基本料の 85%のみが保険診療扱いとなり、残り 15%については選定療養費として患者様にご負担いただくこととなります。

一般病棟入院基本料･･･1 日につき 2,412 円（税込） （急性期一般入院料 4）

◎入院期間は厚生労働大臣が定める計算方法により、原則として他の医療機関での入院期間も通算して計算されます。

◎180 日を越えて入院となった患者様でも、症状によっては選定療養費を課されない場合があります。

※ご不明な点がございましたら、入退院窓口までお尋ねください。

令和 7 年 1 月 1 日

医療法人恵愛会 中村病院
理事長 中村 英助